

近世中後期の丹後田辺藩における京通い人足の存在形態と日用頭

菅原 憲 二

はじめに

筆者は前々稿^①、前稿^②において丹後田辺藩を対象として、地方城下町の社会構成を分析した。そこでは田辺城下の有力な町である竹屋町、平野屋町を中心に論じて、田辺藩の主要な産業である漁業、その漁獲生産物の売買に関わる階層が都市の中下層として強固に存在することを不十分ながら明らかにした。その際田辺藩と京都を取り結ぶ京通い人足の存在形態の解明が重要であり、それとともに田辺藩の京通い人足についての政策分析が不可欠の課題であるとした。

本稿では残された課題である田辺城下における京通い人足の存在形態と、京通い人足についての田辺藩の政策分析とその変化を明らかにすることにした。

本稿の課題に関して先行研究には瀬戸美秋「『京通い』について―田辺藩陸運史の一駒―」^③があるが、田辺藩の政策分析や、城下に存在する京通い人足の分析も不十分な点が多々あり、随時関説していく。

第一章 田辺藩における京通い人足の存在形態と日用頭の設置

一

元禄一五年（一七〇二）九月、田辺城下の「京通之中間」六八人はその仲間二人が藩側の「仰付」に背いた行為に対して詫び一札（証文）を、惣町中の代表者（年寄九名、肝煎五名、年寄兼月行司一名）一五名の奥印、すなわち連帯保証の形で藩側に提出した。

そこには田辺藩が京都への人員、物資や書状、金融情報の運搬などを田辺城下の京通い人足に依存しながら、その統制に苦慮していた実態が、明確に示されていた。

〔史料一〕元禄一五年九月二十六日^④

差上ケ申一札之事

一京都江登り荷物

殿様御家中町方共ニ、荷物并金銀入之書状ともニ無相違さきく江相届可申上候、若滞義御座候ハ、右連判之者とも吟味仕、急度わきまへ、先様へ御そんかけ申間鋪候事

一魚荷物京都といやへ付、仕切金銀符之通持参致、魚荷主へ無相違早々相渡シ可申候事

一魚屋町長平、朝代町八兵衛、此式人今度京都へ登り申候節、京宿願申上、委納^{細説カ}被為仰付候義相背、外宿へ

参、御用等も相背申二付、其町江御預ケ被為成、京通之中間ハ番等相勤迷惑仕候付、町年寄中頼御断申上候得ハ、御赦免被為成、有難奉存候、此上ハ銘々中間の者共重而京都江罷上り申候共、御屋敷江も早々御案

内仕、宿之義も丹波屋五兵衛方へ伺公可仕候、已来之儀少も相背申間敷候、もし被為仰付候御意相背候ハ、いか様ニも急度可被為仰付候、其時一言之御断申上間敷候、為其連判中間より手形差上ケ申候、為後日一札如件（下略。句読点、傍線は菅原。以下同じ）

田辺藩が田辺城下の京通い人足に命じて（すなわち依拠して）いた役割（業務）とは何であったか。

（一）田辺から京都への御用（殿様および家中の）荷物、町方の荷物、貨幣の入った書状を円滑に相手へ届け、先方に損害を掛けないこと。則ち、荷物の運搬、飛脚の業務を遂行すること。参観交替時の人足などもこれに含まれるであろう。

（二）田辺から京都への魚荷物を指定された問屋（後述の三店魚問屋か）へ仕切状とともに届けること、つまり田辺藩の特産である魚荷物を京都の注文先へ至急届けること。

（三）右記の業務を遂行するにあたっては、藩が指定した（京宿）丹波屋五兵衛方に止宿し、「外宿」には止宿しないこと。

（一）と（二）は連携した関係にあり、御用荷物や書状、金子を運搬する飛脚などの人足業務は実は魚荷物を京都に運ぶ「京通之中間」に依拠していたのである。藩は京都への人や御用荷物や書状、金子を確実に送付するため、おそらく後述するように京都屋敷の近くの京宿を指定し、そこに御用荷物などを集中して拠点としたのである。その業務を担うのは「魚荷物」を京都へ運ぶ人足でもあった。この制度（「仰付」）は二人の京通いの人足によって破られた。彼らは丹波屋ではなく「外宿」に止宿したのである。個々の京通い人足はすでに藩の統制に

は必ずしも従順でなかったことを示している。

この二人の行動に対して藩は田辺城下の京通い人足仲間六八人（全員か）と惣町中から、掟の再確認と以後同様の事態がないよう証文を取ったのである。この京通い人足が「外宿」に止宿する事件は第二章でも指摘するよう、近世を通じて発生しており、田辺藩は対策に苦慮していた。しかし田辺町方惣町中と「京通之中間」から詫び証文を取るような事件後の処理は、（現在知りうる限りでは）元禄一五年だけである。「史料一」の省略した文面の最後には「自今以後町ニて切ミ致吟味、被仰付候通少も違背為致申間敷候」と、個々の町が京通い人足の統制を行うことを誓約しており、以後は個々の町（町役人）が責任を問われることとなる。

この証文では京通い人足は御用荷物等の運送・飛脚業務と魚荷物の両者を担うとしている。しかし彼らが仲間を自立的な組織として形成していたか、また「中間」外の存在がいたのではないか、人足「中間」はすでに分化していたのではないか、という疑問がある。そしておそらく藩は「中間」以外に荷物の運搬に携わる存在を把握していなかったが故に、後述の「京宿」のような存在を田辺には設置していなかったのである。

二

一八世紀の中頃に到って藩は方針を転換する。延享二年（一七四五）十一月、日用頭を設定し、田辺と京都の間の御用荷物等や飛脚業務および魚荷物等を運搬する人々、すなわち京通い人足をすべて日用（史料では日備、日雇などと記されるが本稿では日用で統一する）として一元的に把握させようとしたのである。瀬戸氏も「史料二」によって日用頭が設定されたとしている。

〔史料二〕延享二年十一月一日⁽⁵⁾

十一月朔日、谷口様御屋敷ニ而増山勘九郎様、谷口八郎兵衛様御烈座ニ而、月行司市左衛門、紺屋町年寄庄左衛門、魚屋町年寄太左衛門へ日傭頭久右衛門ヲ召連罷出候而被仰付候ハ

御当地京通(間脱)仲猥ニ付此度御改被遊候、依之向後日傭持致候者共日傭頭久右衛門支配ニ可罷成、町方(請)請荷物指出候ハ、荷物支配共久右衛門江被仰付候、荷主之儀も諸荷物登せ仕候ハ、久右衛門方へ申遣、日傭持当為致可申、委細御定左印

一田邊今京都へ駄賃持之日傭之分者自今京丹後屋五郎兵衛方へ止宿可仕段被仰付候、此段ハ御当地御用向丹後屋五郎兵衛方にて日傭頭同意ニ世話仕候付、日傭共五郎兵衛方ニ止宿仕罷在候へハ、早速御用之御間欠(那脱)無之事ニ思召候、併京都之内ニ而も遠方用儀向抔有之、不勝手之節ハ五兵衛方へ其訳申談候而折節ハ外宿も可仕候、尤左様之節者五郎兵衛相談之上ニ而外宿可仕

右田部日傭頭久右衛門、京宿丹後屋五郎兵衛江被仰付、御請申上指上候書付之覚

覚

一從田邊京都江御用御荷物、其外諸荷物町方登せ荷物当之口錢之事

(1) 一時廻御飛脚壹人

(2) 一二日着御飛脚壹人 但、六貫匁持

(3) 一御供附八貫匁持壹人

(4) 一御荷物拾貫匁持壹人

右何茂老人前ニ拾文宛、但し上貫目御座候ハ、右之割を以口銭取可申候

(5) 一駄(札脱カ)櫃壹枚ニ付三拾文

(6) 一日傭賃銀を取持出候魚荷物、其外荷物壹荷ニ付拾文

(7) 一身之魚荷其外壹荷ニ付五文

但し、京通ひ賃物不仕者、自身之商物持登候類、魚荷之外口銭取不申候

右之通登せ荷物ニ相懸ケ取申候

一小濱行日傭 口銭七文

一宮津行同 口銭五文

一梅廻(道カ)行同 口銭三文

一地廻 同 口銭三文

右之通私方江申来候日傭差出候分、口銭取申候、以上

日傭頭久右衛門印

一京丹後屋五郎兵衛方々差上ケ候書付

一京都々田邊江下り荷物口銭之支

一時廻し御飛脚老人

一二日着御飛脚老人 但、六貫匁持

一 御供附八貫匁持耆人

一 御荷物拾貫匁持耆人

右何茂耆人前八文

但、上貫目御座候ハ、右之割を以口銭取可申候

一 諸方々集り荷物五メ匁迄ハ五銭つ、

五貫匁上ハ八銭つ、

一 諸事軽目魚物類、賃銀二応し右之割を以口銭取可申候

一 田邊々京都調物、其外自身二買申候荷物私宅江取入申二付、庭銭耆荷二付四文つ、取可申候、尤荷物之軽重

二 よつて此割を以見計ひ取可申候、以上

丹後や五郎兵衛書上

右之通町々荷主并日傭共へ申渡候、以上

田辺藩の奉行増山、谷口（兩名は町奉行か、田辺藩では郡奉行・宗門奉行・町奉行は兼任であり、定員は二名であった）は城下町の月行司とそれを補佐する同格の二人の町年寄に日用頭久右衛門を召連れて出頭させ、以下のことを命じた。すなわち京通い人足が藩の苦慮していた指示にしたがわない状況に対して、全ての京通い人足、すなわち「日傭持致候者共」を日用頭支配とし、町方から京都へ荷物を運ぶときは荷主は久右衛門へ依頼し、久右衛門が日用を指定することとなったのである。田辺の日用頭が京通い人足を日用として支配し、御用荷物等

や飛脚業務、魚荷物の運送を一手に引き受けることになり、はじめて口銭を徴収することになったのである。馬で運搬された駄櫃（大口注文の荷主のものか）については駄櫃札が設定され、同札銭は日用が運搬する荷物の口銭（一〇文）より高く設定された（三〇文）。このほか京都への登り荷物の口銭のほか若狭小浜、宮津や藩内各地への日用口銭が公定され、日用頭が日用から徴集することが定められた。しかし賃銭については規定がなく、人足と荷主の相對事項であったと思われる。

ところで口銭は日用頭久右衛門が日用から徴集するが、その内容は御用荷物や町方荷物、飛脚賃、荷物を運ぶ手段、荷物の性格（日用に運搬を委任するか、荷主自身で運搬を行うか）によって異なっていた。注意したいのは魚荷物は必ず口銭を取られるが、他の商売品の場合、自分の商売品を運ぶ場合（小商人）は口銭を徴収されなかったことである。小商人は魚荷物を自分で運んでいた場合も口銭を徴収されたのであるが、日用頭が支配する京通い人足の中にも小商人がいることが重要である。そして魚荷を他の商売品に紛れさせて日用頭の支配を逃れようとする営業者は当然想定しうるし、日用頭の支配外にも京通い人足は存在しうるのである。

同じ時点で京宿丹後屋五郎兵衛も京から田辺への下り荷物運搬人足や飛脚人足の口銭を定めた。京都からの運送の場合駄櫃の規定がないのは重要な意味がある。その代わり田辺からの人足が京都で調達した商品などの荷物を京宿に持ち込んだ場合は「庭銭」を荷物の軽重によって徴集することが公定された。この田辺日用頭と京宿丹後屋の口銭規定は年行司らから町々の荷主と日用らへ伝達されたのである。

延享段階の定書で強調されているのは駄賃持の日用（京通い人足）を「京宿」に止宿させることである。それはひとえに「御用之御間欠」が無いようにするためであろう。荷主や京通い人足が藩の統制を越える行動に対し

て、田辺に日用頭を設定し、同時に京宿の機能を強化し、全ての京通い人足を藩の御用荷物人足や飛脚人足として安定的に確保しようとしたのである。

〔史料二〕で注意したいのは(5)～(7)の項目である。(1)～(4)が田辺から京都への御用荷物や飛脚などの口銭規定であるのにたいし、(5)～(7)は田辺町方から京都への別の荷物の口銭規定である。ところで(5)の「駄櫃」札とは何か。

安永二年五月のものとされる「史料三」⁹⁾を提示する。

〔史料三〕

覚

一他所江船ニ而積出候干鯛其外肴類問屋ハ積出候分、他所船地船とも向後駄櫃札を請候様被 仰付候間、干鯛其外肴類共掛目式拾貫匁ニ付駄櫃札枚之積を以嶋崎御番所改を請、駄櫃札差出可申候、代錢之儀者船問屋ハ上納可致候事

但、駄櫃錢拾歩一船問屋江被 仰付候事 (下略)

駄櫃は文字の意味からすると馬で運ばれる容器のことになるが、田辺藩では駄櫃は干鯛その他肴類を問屋が積み出すときに、それを入れる容器のことをさすのである。安永期には田辺城下の河岸から嶋崎番所を通じて他国へ出船するときに検査を受けて、「駄櫃札」を提出したとある。駄櫃の重量が二〇貫目(75kg)で札一枚とすれば、陸路の場合人足ではなく馬で運ぶものであろう。陸路で田辺藩南境の真倉番所を通じて京都方面へ積み出さ

れる馬荷(駄)の主要な内容は魚荷物なのである。(5) (7)の町方から京都へ運ばれる口銭の対象となるのは魚荷物が主体なのである。帰り荷物の口銭規定に「駄櫃」がないのは魚荷物がなかったためである。

日用頭が把握する日用が魚荷物を京都へ運ぶのであり、その日用はまた御用荷物や飛脚人足を担って、御用が「間欠無」く果されることを期待されたのである。しかし日用頭はすべての「京通い人足」を把握していたのではない。日用頭に口銭を徴収されない小商人の存在を認めていたことに改めて留意しておきたい。

なお、「史料二」とは別に藩の御用荷物運搬、駕籠人足、飛脚人足などの口銭をさだめたと思われる史料が『郡役所年中行司』¹⁰にある。延享二年二月に日用頭松葉屋久右衛門が藩の指示を受けて定めたものである。「御定日備賃之定」「京都下り荷物賃銀之覚」「京都江爰元々為御登被成候刀脇指賃銀定」「田辺々京都御屋敷迄賃銀追定」が列挙しており、その内容は瀬戸氏も紹介しており、久右衛門は藩の御用人足を確保させることが主要な目的であったことが確認できる。後述するが参観交替などで京都と田辺を往復するとき、その藩主をはじめ家中や諸道具の運搬人足調達には日用頭久右衛門の支配に依存するしかなかったのである。例えば「史料二」で田辺より京都へ御用荷物の中で「御供付」「御荷物」などはそれを含んでいるだろう。また田辺―京都間の情報伝達を担った飛脚の手配も日用頭の差配による。瀬戸氏は解釈を保留していたが「時廻」とは至急の、いわば特急便であり、通常の便は「二日着」で、荷物も同時に運んだのである。京都から田辺への下り荷物や飛脚も同様で、「京宿」(京都田辺宿)が差配したのである。

このように一八世紀の中葉の段階で、田辺藩は田辺日用頭と京宿による御用荷物の運搬や情報伝達を、田辺―京都間で魚荷物を中心とする商品の運搬に従事している京通い人足を日用として編成することで、その体制を確

立したのである。しかしそれは必ずしも京通い人足全てを把握したものではなかったと考える。

第二章 田辺藩の京宿と京通い人足

京通い人足を日用として把握する体制は果たして機能したのであろうか。

田辺藩の京都屋敷は京都西郊、壬生村から買得したものであった。「京都覚書」^①、「京都御役所方覚書」^②、「京都御役所向大概覚書」^③によれば「仏光寺通大宮西江入ル町」にあり、表口一七間五寸、裏行二七間二尺（大概覚書）であった。^④では「京宿」はどこにあったのか。京通い人足に京都屋敷の御用を勤めさせるのであるから、京宿はこの近くである必要があった。京宿の名前と所在地を表1で示す。

「京宿」は頻繁に交代しているし、所在地が不明の京宿もある。所在地は判明する例をみるかぎり天

表1 京宿一覧（「京都田辺宿」）

年次	京宿名	所在地
元禄15年（1702）	丹波屋五兵衛	東中筋五条上ル
延享2年（1745）	丹後屋五郎兵衛	
？	竹原屋喜兵衛	
明和2年（1765）	伊丹屋久兵衛	
明和4年（1767）	宮津屋仁左衛門	
安永7年（1778）	（宮津屋）仁左衛門	
天明元年（1781）	新六	
天明2年（1782）	覚兵衛	
天明3年（1783）10月	覚兵衛	
天明3年（1783）	宮津屋仁左衛門	
天明8年（1787）7～11月	伊丹屋伝兵衛	仏光寺通大宮西へ入ル所田中町 同 田中町
	山科屋四郎兵衛	
寛政元年（1789）5月	山科屋四郎兵衛	本店 高辻堀川東江入ル 宅替 油小路五条下ル
	山科屋四郎兵衛	
弘化2年（1845）	竹原屋重五郎	
弘化4年（1847）	丹後屋新助	

（典拠：「三政規範」、『郡役所年中行司』、竹屋町文書）

明から寛政にかけての一時期を除けば、京都屋敷より離れて堀川通を東へ中心部に近いところが多い。それには後述のような事情があるだろう。

「京宿」の人選の手続と就任にあたっての覚書は「三政規範」の「京都日雇宿之吏」の項に記載がある。一筆目は京都留守居へ願書を出した後、田辺へ行って許可を受けるなどの手続きである。「史料四」¹⁵はその後の部分である。

〔史料四〕

一 従田辺京通ひ日雇并魚荷持小商人共京都へ罷越、其方宅致宿泊諸事其方取計申付候間、弥以御屋敷御用間違無之様可致出情、且又日雇之者共始猥成義無之様氣を付可申候

一 御用荷物并駕籠日雇等其方引請差下し申分、日雇共口銭取可申候

一 従田辺京通ひ之者へ買物相頼、其外自身荷物とも其方宅へ取入置持出申二付、荷物之軽重ニ依而致了簡、庭銭取可申事

一 旅籠料之儀諸色直段之位を以可有之事ニ候、乍尔今度右之通相極候上ハ京地日雇宿之格折ニ開合、高直ニ無之様ニ少々引下ケ取立可申候、且又老若共其方宅致止宿者共難儀之筋無之様随分氣を付加憐愍諸事取計、永ク立入候様心掛ケ、御用ハ不及申ニ其外共無滞様可致事

右之通口上ニ而申渡、委細書付相渡、外ニ証文沓通、定書沓通、先格之通申付候ニ付案文相渡、其上ニ而立会所へ罷出候様申付

ここで改めて注目したいのは京通い人足が「日用」と「魚荷持小商人」と把握されていることである。口銭を徴収されても京都へ魚荷を運んでいる小商人が改めて確認されている。田辺から京都へ御用荷物を運ぶ日用や駕籠人足、魚荷を運ぶ小商人は「京宿」に宿泊するようにすること、京都から田辺へ御用荷物や飛脚などを運ぶ手配をした場合は、日用から口銭をとること、田辺から来た「京通い人足」等が諸物資を調達して京宿にそれ置いた場合は「庭銭」を取ること、止宿する場合の旅籠料をできるだけ「外宿」より安価とすることなどが申し渡されている。このあと竹原屋喜兵衛の一札、口銭、庭銭を記した覚が記されている。

この「三政規範」で記された例文としての「京宿」竹原屋喜兵衛の一札などには年月日が記されていないが、この直後に明和二年（一七六五）五月の伊丹屋久兵衛が京都田辺宿を拝命したことが記されているので、竹原屋喜兵衛はそれ以前の先例であろう。

この竹原屋喜兵衛の居所は堀川より東の「京東中筋五条上ル」である。京都屋敷がある仏光寺大宮西入ルより余程東側に位置している。京都屋敷に近いところの「京宿」は天明八年（一七八八）から寛政元年（一七八九）にかけて仏光寺通大宮西入ル田中町にあった伊丹屋傳兵衛と山科屋四郎兵衛だけであり、山科屋はまもなく京都屋敷とは離れたところ、元京宿であった竹原屋喜兵衛の近くの地に転宅している。

僅かな事例しか判明しないが、元禄一五年に二人の「京通人足」が「外宿」に止宿して咎められてことを考慮すると、京通い人足が御用荷物や魚荷などを運ぶとき「京宿」に止宿しないのは京都屋敷が御用以外の荷物や魚荷を運ぶにはやや便利が悪いところにあつた可能性が推定できる。

たしかに延享二年に日用頭久右衛門に藩が命じた定書にも「不勝手之節ハ（即脱カ）五兵衛方へ其訊申談候而折節ハ外宿

も可仕候、尤左やう之節者五郎兵衛相談之上二而
 外宿可仕」（前掲「史料二二」とあって、止むを得
 ない場合は「京宿」へ断つた上での「外宿」は認
 められていた。しかし無断で外宿に止宿する事例
 があとを絶たなかつたのである。外宿が後述の三
 店魚問屋の近傍にあった可能性がある。

以下の章では、京通い人足は、藩側の御用が
 「間欠」とならないように京宿に止宿することを強
 要された日用と、大口か小口かを問わず魚荷物を
 京都に運搬し、「外宿」に止宿する可能性のある「魚
 荷物小商人」に別れていくこと、後者は完全には
 日用頭に把握されていないことを明らかにする。

第三章 田辺城下の日用頭と京通い人足

一

本章では田辺の日用頭と、彼に支配させられて

表2 田辺の日用頭

年次	場所	名前	参考事項
延享2年 (1745)	丹波町	(松田) 久右衛門	帯刀扶持 魚荷駄櫃札1枚30文→35文 帯刀扶持召上 真倉番所通過時駄櫃札差上 組頭御免
延享3年 (1746)		松葉屋久右衛門	
宝暦3年 (1753)		松田久右衛門	
宝暦7年 (1757)	魚屋町	組屋源八	日用賃の値上げ 当分 願
宝暦10年 (1760)	本町	今出屋善六	
安永9年 (1780)	本町	今出屋善六	参観交替で田辺への人足手配
	本町	桶屋源四郎	
天明元年 (1781)	竹屋町	住屋九郎左衛門	
天明3年 (1783)		上林屋四郎兵衛	
寛政10年 (1798)		上林屋四郎兵衛	
寛政10年 (1798)		上林屋四郎兵衛	
文化12年 (1815)	本町	四郎兵衛	
文化14年 (1817)		上林屋四郎兵衛	
弘化4年 (1847)		上林屋四郎兵衛	
弘化5年 (1848)	本町	香道屋孫市	
嘉永3年 (1850)		孫市	同30文→35文

(典拠：表1に同じ。「日記抜書」)

いた京通い人足について、その実相を明らかにする。まず、田辺日用頭とその場所を表2によって確認する。

京都の日用宿が短期間で頻繁に交代していたのに比べると、田辺の日用宿は比較的安定し、本町の町人が多い。本町は田辺城大手門の正面に東西に延びており、御用を勤めるという点では延享元年（一七四四）に設立されたマチ会所のある職人町と同様最適の場所である。また上林屋四郎兵衛は天明期から弘化期にかけて比較的長期間勤めている点などが指摘できる。

最初に藩が日用頭と認めた久右衛門は宝暦三年以前は「史料五」のように「帯刀御扶持」とある。おそらく久右衛門は松田（松葉カ）という苗字も御免で、真倉番所を通過するとき「駄櫃札」免除の特権を有した存在であったと思われる。

「史料五」宝暦三年九月^⑬

西 一同廿五日、日傭頭松田久右衛門帯刀御扶持被下置候へ共、今日々帯刀御扶持共不被遣、前之通日用頭斗相務

申候、依之 真倉御番所へ駄櫃札差上ケ通可申候

この「駄櫃」はすでに述べたように大量の魚荷物を入れる容器で、駄櫃札は馬で運ぶ時御番所に提出するのである。日用頭久右衛門自身が魚荷を大量に運ぶ商人（問屋か）であった可能性があり、日用頭になったことで「駄櫃札」を提出することなく荷駄を積み出す特権を有したのである。しかし宝暦三年九月、松田（葉）屋久右衛門は、日用頭として魚荷物に掛る駄櫃の口銭徴集権はそのまま認められたが、真倉番所を通過する際自らの駄櫃（魚荷物）にかかる駄櫃銭は免除されないことになった。後年の史料となるが、松葉屋久右衛門は延享三年

に「魚荷駄櫃銭」をそれまで一枚三〇文であった口銭を三五文とし、馬寄駄につき駄櫃三枚とすることを認められたこと、また代々の日用頭は駄櫃銭を徴集してきたとある。⁽¹⁷⁾ 特権を否定されても日用頭の役得は大きかった。

『郡役所年中行司』の記載では毎月駄櫃銭を勘定所（以前は郡奉行）に上納するが、駄櫃一枚につき十分一は（魚）問屋と当時の日用頭である上林屋に下付されていた。⁽¹⁸⁾ 久右衛門も駄櫃銭の十分一は帯刀扶持が剥奪された以後も取得していたであろう。

久右衛門の特権が一部否定されたように駄櫃に関する規制が強くなったのは、それを利用した不正が発覚していたからであろう。

〔史料六〕寛延二年（一七四九）五月三日⁽¹⁹⁾

一 五月三日中村要之丞様にて、魚荷駄櫃之不埒ニ付御組衆并大組衆共御用自用共町にて魚荷二御通候へハ、急度御吟味之上急度可被仰付旨被仰付候付、町組頭方呼寄委細申渡候、以上

駄櫃に関する不正は家中からも発生しており、町人のなかにも同様の事態があった。同年一〇月には駄櫃を利用した抜荷事件が発覚し、竹屋町の木屋長兵衛が摘発されている。⁽²⁰⁾

既に指摘したように京通い人足は窓口一本化という日用頭の設置により、口銭を徴集されることになり、町方経済の基盤になっていた漁獲生産物の京都への輸送にたいして小商人も対象にして口銭を日用頭に徴集されることになった。翌年には新たに魚荷駄櫃銭を値上げしているのであるから、馬で運ぶ場合は駄櫃札は三枚とされたのであれば、人力で魚荷を運ぶ人足や小商人のみならず、荷主や注文主にとっても負担増であった。駄櫃を利用

した不正移出はあり得ることである。日用頭の特権が否定された背景はそのような事情があったと思われる。

二

田辺日用頭も上林屋以前は、やや不安定であった。宝暦七年（一七五七）魚屋町源八は丹波町日用又四郎が京都への届物について「不埒」なことがあり、「閉門」の処分をうけた。藩側には「日用風俗不宜かさつ不礼ケ間敷」という認識があり、日用頭は日用の勤め方にも苦しんでいたようである。

〔史料七〕宝暦一〇年（一七六〇）四月²²

宝暦十庚辰年四月廿三日

平野屋町

三三一

西町

太兵衛

八兵衛

庄兵衛

藤四郎

與市

其方共儀、京都江御用差荷物式差、去ル十一日立二日着被仰付候処致遅滞、十三日曉七つ時致京着候由不埒二候、右請負荷物之儀者貫匁相応之賃銀被下候処、人数も相減殊ニ御用荷物之儀者別而油断致間敷筈之処延着いたし候段、不届千万二候、依之急度遠慮被仰付候間、相慎可申者也

日雇頭今出屋

善六

此度日雇共不埒之儀ニ付御勘定方々右之者共此方江被相渡候間、急度遠慮申付候、早竟其方常々申付も不行届趣ニ相聞へ甚不埒ニ候、此度之儀者其分ニ被差置候、以後日雇共不埒有之候者其方共ニ急度可被仰付候間、以来之儀相慎可申者也

宝暦一〇年四月、日用頭が本町の今出屋善六であつた時、平野屋町と西町の日用計四人が御用荷物を京都へ延着させた不埒の件で、遠慮を申付けられた。

安永二年（一七七三）四月には、今出屋善六は、町方日用の者が藩主を迎えに京都に行つたとき、延着になつた場合の宿への支払い割増し要求に直面した。翌三年六月に藩側が譲歩して決着したが、日用が日用頭を通じて賃銀の値上げを要求する情勢が続く。⁽²³⁾ 史料上ではこのとき初めて参観交替人足の問題が表面化する。

安永八年今出屋は辞任願を出したが、日用仲間からは猶予願が出されたように、日用仲間は日用頭を通じて要求を提出する関係を維持しようとしていたのかもしれない。⁽²⁴⁾

翌九年六月今出屋は京都への急状を延着させたとき、理由として「京通ひ之者」は不在だつたためと抗弁した。偶然なのか「御立合所御飛脚間欠」であつたので日用頭今出屋を利用した幸便に依拠しようとした藩の状態が窺われる。⁽²⁵⁾ この時期には京通い人足の中で分化があつたためか、日用頭今出屋は人足を確保するのが困難な状態にあつたようである。結局この責任をとつたのか直後に今出屋は辞任し、同じ本町の桶屋源四郎が日用頭となつた。⁽²⁶⁾ しかし適任者でなかつたのか、天明元年（一七八一）七月には日用頭の希望者を募る触れがあつて、竹屋町の住屋九郎左衛門が願ひ出ている。⁽²⁷⁾ 彼は天明期以降は竹屋町西側に三間余りの間口の屋敷をもち、天保五年（一

八三四)の商売書上帳では「問屋職店荒物小売」とある。²⁸⁾天明期にどのような商売をしていたのかは不明である。時期は下がるが弘化二年(一八四五)には彼(か同名の子孫)が引土町に移住してきた馬指が若狭や宮津からの海上荷物、特に魚荷を丹波方面へ直売りすることに同町の安久屋弥兵衛、志高屋藤左衛門や魚屋町、寺内町の町人等とともに反対の願書を提出している。²⁹⁾彼は物資の運送に関わる営業をしていた可能性がある。住屋が日用頭となったか否かは不詳であるが、今出屋に日用頭の辞任猶予を願い出た人物も竹屋町の日用であったことから、竹屋町に恒常的な日用人足が存在が想定される。

結局天明三年(一七八三)には本町の上林屋四郎兵衛が日用頭となったことが確認できる。³⁰⁾この上林屋四郎兵衛が日用頭となったことと関係しているか否か確証がないが、天明四年以降、藩主が参観交替で田辺に着座するとき、また江戸へ発駕するとき、日用が旅籠屋に多く宿泊することについて注意を促す触れがでるようになり、以後恒常的となる。

〔史料八〕天明四年七月一八日³¹⁾

一殿様御初入御触書 覚

(中略)

一旅籠屋江日雇多入込可申候間、夜中猥ニ不致徘徊様可申付事(下略)

参観交替のとき「江戸日雇頭」の米屋久右衛門とその手代も田辺へ同行し逗留していたことから、江戸の日用が雇用されていたと思われる。³²⁾〔史料八〕は多くの日用が町外から田辺にやってきていることを示す。田辺で旅

籠屋が多い町は西町であるが、入込む日用は必ずしも江戸の日用とは限らない。今出屋が日用頭を勤めた時、京都へ待機する日用の宿料値上げ要求に直面したことからも、田辺の日用人足も担っていることは明らかで、田辺藩内日用人足への需要は高くなっていったと想定しうる。

上林屋は天明四年の藩主着座の時、出迎える田辺各町の年寄や肝煎の弁当を調達することになったことからも、上林屋四郎兵衛は参観交替時の人足差配についてこれまでの日用頭より、関与のあり方を強く求められるようになったと思われる。

寛政四年（一七九二）六月、上林屋は駕籠日用の賃銀を、これまで田辺から京都は一人一三匁五分、京都から田辺は同じく一〇匁五分であったのを、それぞれ四匁五分、三匁五分増願を提出している。この背景には賃銀不足を理由に日用仲間を退きたいという突き上げがあった。藩は日用人足賃をこれまでより増額させることを指示して、三年間は値上げを許可している。³⁴ 藩側は御用人足（その中心は参観交替時の人足）の確保が必要であり、彼らの要求をのまざるを得なかったのである。なお、寛政頃（一八世紀末）の日用頭に支配されている「手下」は八五、六人と報告されている。³⁵

田辺藩の参観交替の規模は明らかでない。参考までに文政一二年（一八二九）に田辺へ宿泊した豊岡藩京極氏（一万五千石）の場合、本陣以外の宿泊者総勢一〇一人の内日用は一八人であった。³⁶ 単純な比較は避けたいが三万五千石の田辺藩は日用頭が把握している仲間の半数は必要であったかと推測する。

駕籠人足の賃上げによって御用人足を確保が可能になったとしても、日用仲間の事件は絶え間なかった。寛政一〇年（一七九八）一二月には藩主牧野宣成が「御帰城之節御迎ひ日用」が京都から帰る時に大きな事件を起こ

し、上林屋四郎兵衛は呵りを受けている。

事件の一つは七日市村幸右衛門ほか田辺の町方のもの四人が「御荷物之内貫且不埒」として、御賄方から「棒留」の処分を受けている。⁽³⁷⁾

もう一つは、同じ藩主の「御帰城之節御迎ひ日用召連罷越候日用之者、段々不埒之次第」が発覚し、西町をはじめ田辺の町方日用五人と万願寺村ほか近郊農村の日用四人が「戸メ」「追込」に処せられ、上林屋は「申付方不行届」とされている。⁽³⁸⁾

参観交替時には日用頭が把握している「御迎ひ日用」が動員され、彼らの不祥事は日用と共に日用頭が処分を受けているのである。

文化一二年（一八一五）五月には西町の町人三名と平野屋町の町人一名が急用の「京都駕籠人足」を申しつけられたとき「不快」を理由に「鬪引」で人足を勤め遅滞となったため「御用間欠」になった廉で処罰され、日用頭へ連絡があった。⁽³⁹⁾

また同年一二月には京都で「御屋鋪駕籠人足」を申しつけたとき日用仲間でないものに駕籠を昇かせようとしたなどとして平野屋町の日用と思われる町人が処罰されている。⁽⁴⁰⁾

以上の諸事件から、近世中期には日用頭に編制される人足は賃銀の問題もあったのか不足勝ちであったこと、御用人足も帰り荷物のなかに商売用の品を同梱していた可能性があること、日用人足には田辺の町方のみならず近郊農村のものが含まれていること、御用に関わる日用の問題は日用頭が責任を問われていることが知られる。

三

本節では、日用頭が設置される要因となった京宿に止宿しない京通い人足はどのような存在であったか検証する。

〔史料九〕⁽⁴⁾

一 八月廿六日、京通之者仁左衛門ニ止宿不仕候段、吟味いたし候様被仰出、則伊兵衛、五兵衛、長兵衛三人よ

ひ味吟申所、何れも外宿不仕、仁左衛門へ参候様申候ニ付、其旨月行司へ申達ス

一 京宿新六へ不参候者、町々名前書付有之内、竹屋町長兵衛も有之候故、五月廿日同人よび、以来急度参候様

申付ル

一 京通之者宿覚兵衛方へ急度可参候様被仰付候、此後不参候者有之候へハ難儀人ニ而も京通イ御差留被仰付候

様被仰候ニ付、京通ノ者へ其旨申渡

右記の事例は竹屋町だけであるが、他町にも同様の事例があったと推定される。このような京通い人足の多くは「難儀人」であったことが示唆される。難儀人という名目があれば京通いが認められていたのである。天明三年三月に京橋から大橋にかけての高野川川浚いの時「日雇」が募集されたが、その六人のうち二人（長兵衛、伊兵衛）は京通いをして「京宿」には止宿していなかった町人であった。⁽⁴²⁾京通い人足をする難儀人は「京宿」を忌避していたのである。

そして難儀人は日用頭が把握している日用仲間ではないことが次の史料で明らかとなる。

〔史料一〇〕 天明三年一〇月⁴³

一同京宿之義ニ付、京通ノ者へ御尋之次第、京通ノ者返答

毎度覚兵衛方へ參、京都にて覚兵衛へ相對之上竹原屋ニ不限下り荷物御座候所へ參止宿仕候

下り荷物覚兵衛へ出不申、并覚兵衛書付にてハ京地にて荷物相渡不申候、此段不勝手ニ御座候、竹原屋出生之義不存候得共、丹波方々諸人參荷物多御座候

右之通書出申候

十月廿一日被仰付一札差出

差上申一札之事

一京通ひ之者共、田邊宿ニ止宿可致旨、度々被仰付候処、外宿仕候ニ付御咎被仰付、申訳も無御座候処、此度之儀ハ御憐愍ヲ以御宥免被成下、難有奉存候、然上ハ向後田邊宿ニ止宿仕、外宿一切仕間敷候、為後証仍而如件

天明三卯十月

竹屋町太郎右衛門

いつミヤ

弥市

下ノ町

長兵衛

ミナトヤ

御奉行様

五兵衛

弥藤

右ハ日雇仲間ノ外也

十一月六日京通之者へ被仰渡之次第御書付出ル、上林屋四郎兵衛手下ノ者ニ不限、京都田邊宿へ不參、外宿

仕候義以来仕間敷候様也、尤覺兵衛相願候ニ付追御吟味之上何れへ成共被仰付候ハ、其宿へ急度可参次第、京行ノ者へ申渡

竹屋町の難儀人であつた長兵衛、五兵衛など四人の京通いの者は日用仲間には入つておらず、日用頭（上林屋四郎兵衛）の手下ではなかつたのである。彼らは京宿覚兵衛に断つた上で竹原屋をはじめ外宿に止宿、田辺へ送る荷物も京宿を通してい⁽⁴⁾なかつた。京宿は竹屋町の京通い人足だけに限つてはいないはずである。覚兵衛は京通い人足は「上林屋四郎兵衛手下ノ者ニ不限」すべて「外宿」に止宿しないことを求めていて、藩側もこれを認めたのである。

以上、京通い人足には難儀を名目とした城下町の下層町人が含まれており、彼らは日用頭の支配下には入つていないという事実を確認した。

四

では京通い人足のうち日用頭が必ずしも掌握していない小商人が止宿していた「竹原屋喜兵衛」はどのような存在であるのか。

藩側は外宿として名前が挙がった「竹原屋」の調査をする。前記の他参留を命じられていた竹屋町弥市は翌天明四年三月、奉行所で過料を申付けられあと、竹原屋について尋問をうける。

〔史料一〕天明四年三月一三日⁽⁴⁵⁾

一三月十三日右之通御よひ出し

弥市へ御尋之次第ハ、京竹原屋喜兵へと申者ハ元来いか様之者ニ候や、有躰ニ可申上候、弥市返答申上候
ハ、私共若輩者故委細ハ不存候が、本合屋と申当地出奔之人ノ由承及候
右口上小頭衆書留メ被申、是迄之通手金ニ而町預ケニ被仰付候

さらに田辺城下では処罰者が頻出する。京宿が覚兵衛から山科屋に変わっても外宿に止宿する事例は跡を絶た
ない。責任を問われた職人町の年寄は藩の触書を軽視していた形跡がある。

〔史料一二〕天明九年正月二四日⁽⁴⁶⁾

天明九乙酉年正月廿四日

職人町年寄
甚助

一其方儀、去冬京日用宿山科屋四郎兵衛江被 仰付候節、町ミ日用并京通ひ之者とも四郎兵衛方江罷越候様
被仰付達之儀、并押詰四郎兵衛此方江罷越候節、猶日用之もの京通ひ之者共迄^茂四郎兵衛方江罷越候儀ニ
付、何角申付候次第とも書付を以町ミ江相達候処、右両度共達之儀居町次助江不相達候趣無相違旨相聞候、
役前不行届甚不念之更ニ候、依之遠慮被仰付候間、相慎罷在候様申達ス

職人町
次助

其方儀、去十五日京都江罷越竹原屋ニ致止宿候段無相違不届千万ニ候、仮令山科屋江宿被 仰付候儀町役
人ノ達拔有之候共、先日用宿傳兵衛方江^茂参候儀心得居申候ニ付而ハ傳兵衛方江罷越候得者其訳教聞へきニ、

竹原屋江致止宿候段不届ニ付遠慮被仰付候間、急度相慎罷在候様申付ル

但、同月廿九日差免ス

寛政元年（一七八九）には田辺城下近郊伊佐津村の藤七と惣兵衛が、日用の者や魚荷物等の商人は必ず京都で山科屋四郎兵衛に止宿すべき処、外宿に止宿したことが露顕して、手鎖ののち過料を科せられた。村役人は京通いの者へ今後の注意を申しつけられた。⁽⁴⁷⁾京通い人足は村にも存在していたことを確認できる。このことは後述する。

藩は寛政六年二月にも再び「外宿」に止宿することを禁止し、さらに「諸色、京都下り荷物、何ニよらず山科屋方江向後出候様被仰付候、京通者不及申、取寄せ候本人迄」申付けた。⁽⁴⁸⁾魚荷物だけでなく、田辺への下り荷物の集約をはかることで、藩の御用調達人足掌握を狙っているのである。

天明三年（一七八三）の吟味で田辺出身という竹原屋について、奉行所は何らかの情報を得た筈であるが、竹原屋への止宿は禁止されても行われていた。この背景には竹原屋喜兵衛と田辺町人との間には深い繋がりがあつたようである。竹原屋はかつて京都の田辺宿（京宿）であり、藩側や京通い人足の事情を掌握していたものと思われる。

〔史料一三〕寛政六年二月⁽⁴⁹⁾

寛政六甲寅年二月十一日

魚屋町

三十五一

町預ケ 甚 吉

其方儀、先月下旬京都罷越候節竹原屋喜兵衛与申者方ニ致止宿候段相聞候ニ付、当御屋鋪ニ而吟味有之候

処彼是紛鋪儀杯申、再応吟味之上竹原屋ニ止宿之儀無相違旨申之、尚爰元ニ而も相糺候処弥相違無之候、前々より於京都二田邊日雇宿被仰付置、外宿之儀ハ不相成旨兼々申付置候処、其儀をも不相用甚不届之儀急度可被 仰付次第も有之候得共奉誤入、御慈悲相願候ニ付格別之御宥免を以爲過料鳥目五百文御取上之上、七日遠慮被仰付者也

但、二月十八日差免ス

同年同月四日

丹波町

伊右衛門

其方儀竹原屋より内通等請合候儀心得度可有之処、無其儀同様不届ニ付押込申付候

但、二月十三日差免ス

寛政六年二月に魚屋町甚吉が竹原屋喜兵衛方に止宿した容疑で過料などを申付けられたとき、おそらく丹波町伊右衛門が竹原屋と「内通」していたとして押込を命じられている。魚屋町、丹波町は吉原町の漁獲物を独占的に買い付ける問屋や仲買が存在する町である。伊右衛門がどのような商売をしていたのか不詳だが、彼は明和二年（一七六五）おそらく丹波町の海老屋忠右衛門の家を竹屋町金物屋長左衛門が購入したとき、裏判を捺した人物かと思われる。裏判をしているのであれば伊右衛門は年寄か組頭であつた。⁵⁰ 丹波町伊右衛門は町の有力者であつた可能性があり、京都の竹原屋と情報を共有していたのである。

この竹原屋が田辺の「魚荷物」にかかわっていたと思われる事件が発覚する。

〔史料一四〕

六月八日

魚荷主

在町魚荷物

京通ひ之者

并日雇頭江

塩魚生魚類京都江持登り候節三店魚問屋之外売捌候事、前々不相成

(平出)

公儀御定ニ有之、毎々被仰付も

有之処近年猥り相成、三問屋之外致直売者有之哉ニ相聞、此度京宿之者東御役所江被召出、被仰付候次第

有之条、竹原屋喜兵衛申越不届至極ニ候、以来右様之不埒於有之者急度御沙汰可被及候間、心得違無之

様精々可申付置者也

田辺から京都への上り荷物である「塩魚生魚類」が定められた「三店魚問屋」以外に売りさばかれていたのである。この魚荷の運送者は「京通ひ之者」または日用頭が把握している日用人足である。また荷主は田辺四町の問屋、仲買もしくは魚地売札をもつ商人しかいないはずであった。この事件で上り荷物を集約できていない京宿の存在が明らかである。「魚荷主、在町魚荷物 京通ひ之者」や日用は京宿に魚荷物に持ち込まないルートを開発していたのである。したがって彼らは「外宿」に止宿する方が便宜であった。京宿も日用頭（上林屋四郎兵衛）もそのルートを十分把握していないのである。さらに重要なのは、これを田辺藩に通報したのが京都の三店魚問屋のひとつ魚棚通近くに居た筈の「竹原屋」であった点が見逃せない。「外宿」である竹原屋も本来「三問屋」

外の魚荷物流通ルートにかかわっていたが、彼を通さない新たな流通ルートが開かれていたと思われる。⁵³

この事件を予想させる重大事態がすでに寛政五年（一七九三）二月に起こっていた。長い史料なので要点のみを記す。

漁獲物を吉原町から独占的に買い付けける魚仲買は無札の者に（地売札を持たないものに）買調えてはならない、漁師からは仲買以外の者へ魚売買してはならない、という魚売買に関する定に背いたとして関係者のトップが処罰された。西吉原町の肝煎源七、同組頭又兵衛、東吉原町組頭平右衛門、西吉原町長九郎外二名、東吉原町儀左衛門外一名が魚売買指留を命じられた。さらに、魚仲買の魚屋町二名、丹波町二名、平野屋町三名、竹屋町二名、および漁師惣代東吉原町一名、西吉原町二名と魚売買之者（地売札を持つもの）に対して仲買が無札之者に魚を売ることを見逃してはならないというのであった。⁵⁴ この田辺の漁業関係者への処分は地売札所持の有無を問わず、魚荷が正規のルートを通さず流通していたことを意味する。「史料一四」は関係者の処分にもかわらず田辺からの魚荷が様々なルートを通じて京都の流通販売網を形成してたことを示すであろう。

こうした事件は、田辺城下の中下層町人が、漁獲生産物の流通に関わる生業につくことで経営を維持し、都市の社会構成を再生産させていた事実と符合するのではないか。

京通い人足が魚荷を田辺の小商人から引き受けて、京都の非公認の販売者に売りさばいており、それを当初一八世紀までは、魚売買に関与していた「竹原屋」を拠点としていたのである。竹原屋に止宿していたのは理由があったのである。藩の規制を忌避した京通い人足には日用頭の支配下ではない田辺の下層社会の「難儀人」が多く、藩は彼らの再生産のためにはその生業を認めざるを得なかったのであろう。

京都に魚を運んだ京通い人足や御用を済ませた日用、つまり帰り人足は京都で何を調達して田辺に運んでいたのか、これについて現段階では史料はほとんどないが、田辺の大小の商人は彼らを利用したのである。以下はその一端を示すものである。

〔史料一五〕寛政四年六月⁽³⁵⁾

六月廿九日頼伊右衛門殿届ケ

一町内林や六兵衛方江京都ろ油四拾斤斗引土村清助ト云京通ひ頼取寄せ候へ者、式十斤斗ハ杉田弥右衛門殿跡^(附シ)

京都ニ預ケ置、のこり式十斤ハ引土新町嘉七云京通ひ者ニ清助相頼、はやく六兵衛方届ケ呉候様相頼候趣清助申越候故掛合候所、清助^(符)候迄ハ荷物相渡候事相成不申候旨返答及候故、無抛引土新町役人方江相届ケ候様子聞置候

意味不明の箇所もあるが、竹屋町の有力町人林屋六兵衛は京都の取引先から油四〇斤（約24 kgか）の運送を京通い人足の引土村清助に依頼した。清助はこの荷物の半分を別の京通い人足に依頼したところ、荷物が届かない事態が生じたのである。外の事例が少ないが京通い人足は複数の荷物を引き受け分配して担っていたのではない。また京通い人足は城下や近郊農村にも存在し、田辺の商人はそれを利用していたことが知られる。城下町下層民や城下近郊の京通い人足は、城下有力町人にとっても必要な存在であったに違いない。

おわりに

本稿では町方に残された御用留類や、奉行所役人が記した職務覚書を中心に主として政策から、日用頭と京通い人足の存在形態を分析した。そこでは元禄段階（恐らくそれ以前から）では「京通ひ」と把握された人足仲間が、延享以降の日用頭—京宿体制のもとで、御用人足と魚荷物に関わる日用と主に京都へ魚荷物を届けて帰り荷物で生計を立てる小商人へと分化していったこと、しかも日用頭—京宿の日用人足把握から逸脱した小商人や都市下層民が京通いの中心として田辺藩の特産である魚荷物などの運送に関与し、藩の規制を崩し、藩の御用人足調達も解体させていく動向を不十分ながら明らかにした。ただし近世中期の魚荷に関わった生産者、問屋、仲買や、運送に関わった民衆など、被支配者側の実態を知る史料を欠いているため、平板な分析に陥っている難点がある。また田辺日用頭の重要な社会的役割、田辺城下の火防駆付人足を提供していた現実には本稿では触れることができなかった。この城下町公共機能を担わされていた日用頭および日用人足の実態はいまだ説明過程にあることを断っておかなければならない。

前稿では竹屋町、平野屋両町ともに町の中下層に在通い営業者、魚売買業者、日用層が分厚く形成されており、しかも経営が不安定で定住性がやや希薄と思われる階層であったことを確認し、魚売買に関わる下層町人の多さも平野屋で確認できた。にもかかわらず天保期以降の商売書上史料には「京通」と明記してあったのは平野屋の「女布屋弥助」だけであった。竹屋町、平野屋町には京通い人足はいなかったかのような史料の表記であった。これについては仮説的であるが以下のように考える。

天保四年（一八三三）に藩は日用札を發行された日用のみに京通いを認め、一一〇枚とした。小商人も含めてすべて「京通」として日用頭に支配される日用として登録する（札を交付する）。この日用座ともいべき組織は天保の株仲間解散令によって一旦廃止される。しかし御用人足の枯渴状態に陥り、天保一四年（一八四三）に日用座と日用頭を再興する。さらに弘化二年（一八四五）一月には天保飢饉で困窮している町方難洪人に対して日用頭に届けることでその枚数の枠外とし、日用頭が把握する「京通い人足」を拡大した⁵⁶。しかし御用を勤めず魚荷物を専門に運ぶ人足が増加する状況に対して、弘化四年一月二日には「魚荷持通ひ候ものハ此度改而京通ひ日雇ニ申付候」として、在町一四〇、卸荷物稼二〇、計一六〇、町方難洪人は枠外として日用人足の確保を企図した⁵⁷。

だが、同年一二月には日用頭上林屋四郎兵衛の辞任を受け入れざるを得ず、吉原町の漁獲物を独占する四カ町（の年寄）にその任をいったん委ねることになる⁵⁸。藩の御用調達のための日用頭存在は、漁獲生産物の自由な販売を目指す生産者や運送業者によって解体に向かわざるを得ないのである。魚荷を京都に運ぶ京通い人足は日用頭の支配を受けようとはしておらず、藩の御用調達機能は少なくとも田辺城下では破綻していくのであろう⁵⁹。

注

（1）拙稿「近世末期の地方城下町の社会構成―天保飢饉前後における丹後田辺城下竹屋町を中心に―」千葉大学『人文研究』五一号、二〇二二年三月。

（2）拙稿「幕末維新期の地方城下町の社会構成に関する基礎的考察―丹後田辺城下竹屋町・平野屋町を素材として―」

- 千葉大学『人文研究』五二号、二〇二三年三月。
- (3) 『舞鶴地方史研究』一九・二〇号、一九七五年一月。
- (4) 平野屋町文書8-37。平野屋町文書番号は菅原憲二編『丹後国田辺城下平野屋町文書目録』（千葉大学文学部菅原研究室、二〇〇五年）で菅原が付与したもの。以下同じ。本史料はすでに「地方城下町における町方文書の研究」（『人文研究』四五号、二〇一六年三月）に掲載済みであるが、本稿にとって重要であるので、発給部分を省略して提示する。
- (5) 竹屋町文書町行政2。竹屋屋町文書番号は菅原憲二編『丹後国田辺城下竹屋町文書目録』（千葉大学文学部菅原研究室、二〇一一年）で菅原が付与したもの。以下同じ。なお史料中の一つの番号は菅原がつけたもの。
- (6) 重要な職務には月行司と二人の町年寄が随伴するのが慣行であった。拙稿「近世田辺城下における町人による都市運営―惣年寄と月行司―」千葉大学大学院『人文社会科学研究』一六号、二〇〇八年三月。
- (7) 「史料二」では丹波屋五兵衛と記されていたが、同一人物ないし、同一の経営者の可能性が否定できない。
- (8) 田辺から京都が一人一〇文であるのに対し、田辺から京都の場合八文と、後者の方が安価である理由は明かでない。
- (9) 『旧藩牧野家 郡役所年中行司 其外諸記録』（古文書研究会、二〇〇一年刊）七三頁。以下『郡役所年中行司』と略記する。なお当史料については舞鶴市郷土資料館所蔵の原本で確認し、訂正した部分がある。
- (10) 六六～六八頁。
- (11) 『新撰京都叢書』第一卷、三七頁、臨川書店、一九八五年。
- (12) 『京都町触集成』別巻一、八〇頁、岩波書店、一九八八年。
- (13) 上巻一四二頁。清文堂出版、一九七三年。
- (14) 田辺藩京都屋敷については松浦智博「丹後田辺藩留守居の職務」（『京都府域の文化資源に関する共同研究会報告書（丹後編）』、京都府立京都学・歴史館、二〇二三年）にも言及がある。但し京宿に関する記載はない。
- (15) 「三政規範」舞鶴市郷土資料館蔵糸井文庫、なお翻刻版『三政規範』（古文書勉強会、二〇〇六年三月）では四六頁。以下、原本確認のうえ翻刻版の頁を記す。

- (16) 竹屋町文書町行政27-1。
- (17) 嘉永三年(一八五〇)一二月の触書、竹屋町文書町行政25-2。
- (18) 『郡役所年中行司』五頁。
- (19) 竹屋町文書町行政2。
- (20) 同前。
- (21) 田辺藩郡奉行役所「刑罪筋日記抜書」(以下「日記抜書」と略記する) 雑記一、五十一。京都府立京都学・歴史館所蔵、館古616谷口家資料。同書については故井ヶ田良治氏の指導の下「田辺藩裁判資料」として解説が進められ、現在も舞鶴地方史研究会田辺藩裁判資料研究会の活動として継続されている。以下、同史料については舞鶴地方史研究会の写真版を使用させて頂いた。なお、京都学・歴史館の谷口家資料についての資料情報には配慮した削除がある。
- (22) 「日記抜書」掟背一、三十三。
- (23) 『三政規範』四五頁。
- (24) 竹屋町文書町行政3。
- (25) 「日記抜書」雑記二、十九。
- (26) 竹屋町文書町行政4。
- (27) 同前。
- (28) 竹屋町文書2F5-49。
- (29) 竹屋町文書町行政153。
- (30) 竹屋町文書町行政4。
- (31) 竹屋町文書町行政6。
- (32) 『郡役所年中行司』一三三頁。

- (33) 竹屋町文書町行政 6。
- (34) 『三政規範』四五～四六頁。
- (35) 同前四六頁。この数は元禄一五年(一七〇二)の京通い人足中間の六八人と比べると増えているが、日用頭に支配されていない人足はより多くいると思われる。
- (36) 竹屋町文書町行政 18。
- (37) 「日記抜書」雑記三、九。「棒留」の「棒」とはおそらく天領で徴発された六尺と同意で、台所方の日用人足と解する。
- (38) 「日記抜書」雑記三、十。
- (39) 「日記抜書」掟背四、十。
- (40) 「日記抜書」雑記四、廿五。
- (41) 竹屋町文書町行政 3、4。
- (42) 竹屋町文書町行政 4。
- (43) 同前。
- (44) 和泉屋太郎右衛門、のりや伊兵衛は天明四年飢饉のときに竹屋町から合力を遣された四人のなかにいる(竹屋町文書町行政 4)。また湊屋長兵衛は天明から寛政の短期間に三回も縁組を繰り返している。のりや伊兵衛の倅は「渡世難儀」のため天明四年と寛政元年と連続して京都への奉公稼ぎを願ひ出ている(同町行政 4、同 7)。
- (45) 竹屋町文書町行政 4。
- (46) 「日記抜書」掟背二、十七。同様の記録は竹屋町文書町行政 7 にもある。また翌寛政二年一〇月には職人町次助が同じ罪状で手鎖御免のうえ過料取上、同様に大内町の伊左衛門と町役人が処罰されている(「日記書抜」掟背二、十四)。
- (47) 「日記抜書」掟背二、十九。

- (48) 竹屋町文書町行政12。
- (49) 「日記抜書」掟背二、三十五。
- (50) 竹屋町文書町行政27-3。
- (51) 平野屋町文書2-18。文化三丙寅年の項の記録だが、なお検討を要する。
- (52) 三店魚問屋は近世京都で魚問屋として特権を認められていた「上ノ棚」(榎木町通の一部)「五条ノ棚」(魚棚通)「錦ノ棚」(錦小路通の一部)のことである。奈島藤助『京都魚市場の沿革』(一九二六年)、藤田貞一郎「近世京都市中の魚市場」(同志社大学人文科学研究所編『京都社会史研究』法律文化社、一九七一年)による。これについては滋賀大学名誉教授宇佐美英機氏の御教授を得た。
- (53) 竹原屋喜兵衛の店のある一八世紀半ばの「東中筋五条上ル」は「五条ノ棚」に近いところにあった。彼は文化一二年(一八一五)一〇月に清水寺舞台から飛び降りた田辺大内町からの奉公人の宿であった(竹屋町町行政一六七・一六八)。この時の竹原屋は田辺から京都への奉公人口入屋でもあったことは確実である。
- (54) 「日記抜書」掟背二、廿九。ただし事件の詳細な検討は後日の課題である。
- (55) 竹屋町文書町行政10。
- (56) 前掲注(2)拙稿史料(平野屋町文書3-1)。
- (57) 竹屋町文書町行政46。
- (58) 同前。
- (59) 前掲注(3)瀬戸美秋論文も参照のこと。

〔付記〕

本稿作成にあたり、貴重な史料を使用させて頂いた舞鶴市竹屋自治会、同平野屋自治会、舞鶴市郷土資料館に

お礼申し上げます。また、様々なご便宜とご教示を頂いた舞鶴地方史研究会委員の廣瀬邦彦氏、上井一雄氏、小室智子氏にも深甚の謝意を表する。